

一般競争入札の公告

下妻市公共施設LED照明器具賃貸借②について次のとおり条件を付した一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び下妻市契約規則（平成20年下妻市規則第9号）第3条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月17日

下妻市長 菊池博

1 案件概要

(1) 件名	下妻市公共施設LED照明器具賃貸借②
(2) 履行場所	騰波ノ江市民センターほか9施設
(3) 履行内容	LED照明器具の賃貸借
(4) 賃貸借期間	令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
(5) 設置期限	令和9年3月31日まで
(6) 予定価格	54,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）
(7) 最低制限価格	なし
(8) 発注者	下妻市

2 入札参加形態

- (1) 2者による共同企業体とする。

3 競争参加資格

入札に参加しようとする者は、令和7・8年度下妻市物品調達等入札参加資格者名簿又は令和7・8年度下妻市建設工事競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 代表構成員は、器具のリース及び管理を行う業者とし、次のア及びイのいずれにも該当するものとする。
- ア 令和7・8年度下妻市物品調達等入札参加資格者名簿に登録があること。
- イ 過去10年以内でのLED照明に関する賃貸借の履行実績があり、その証明が可能であること。
- (2) 構成員は、器具等の設置業務を行う業者とし、次のアからウの全てに該当するものとする。
- ア 下妻市内に本店を有し、令和7・8年度下妻市建設工事競争入札参加資格者名簿の

電気工事に登録された者であること。

イ 令和7・8年度下妻市建設工事競争入札参加資格者名簿の電気工事において令和7年度のAランクに登録された者であること。

ウ 最新の経営事項審査結果における電気工事の年間平均完成工事高が3,000万円以上であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に、市長が入札参加資格の再承認をした者を除く。）

(4) 構成員は、当該業務において、他の共同企業体の構成員となっていないこと。申請書及び資料の提出の日から開札の時までの期間に、下妻市から指名停止処分を受けていないこと。

(5) 本市の市税等を滞納していないこと。

4 入札手続等

(1) 担当部課

下妻市本城町三丁目13番地 下妻市役所総務部財政課契約検査係

TEL 0296-43-2111 内線3121

(2) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「資料」という。）の交付期間及び場所

・期間：公告日から令和8年1月9日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

・場所：下妻市本城町三丁目13番地 下妻市役所総務部財政課契約検査係

TEL 0296-43-2111 内線3121

※ 申請書及び資料の様式については、下妻市ホームページ

（<http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>）に掲載するのでダウンロードして申請することができる。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

・申請する書類

様式第1号 競争参加資格確認申請書

様式第2号 競争参加資格確認通知書

過去10年以内でのLED照明に関する賃貸借の履行実績を確認できる契約書の写し又は発注者の証明書

共同企業体協定書

・期間：公告日から令和8年1月9日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- ・場所：下妻市本城町三丁目13番地 下妻市役所総務部財政課契約検査係
TEL 0296-43-2111 内線3121
- ・方法：① 申請書及び資料の提出は、様式第1～2号により各1部作成し、共同企業体協定書については袋とじとし3部提出するものとする。（サイズはA4とする。）
 - ③ 申請書及び資料の提出は、郵送または持参すること。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
 - ・方 法：郵便入札（郵送または窓口持参）
 - ・日 時：令和8年1月28日（水）午前9時20分から
 - ・場 所：下妻市本城町三丁目13番地 下妻市役所3階 3-5会議室
 - ・入札書等提出期限：令和8年1月27日（火）午後5時 **※期限内必着**
 - ・入札書には、期間中の総額（税抜）を記載すること
 - ・入札参加業者においては開札の立ち会いが可能なので、立会いを希望する場合は入札書等提出期限までに申し出ること。

5 その他

- (1) 現場説明会
行わない
- (2) 入札の無効
次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - ① 入札を行う資格のない者及び談合した者の入札
 - ② 入札書に記載された入札者名又は入札価格が不明瞭で確認できない入札
 - ③ 2人以上の者の代理人となった者の入札
 - ④ 2通以上の入札をした者の入札
 - ⑤ 前各号のほか、入札条件に違反した入札
- (3) 入札の執行の中止、延期、取り止め等
入札参加者が3者に満たない場合は、この入札の執行を取り止める。
- (4) 落札者の決定方法
 - ① 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内価格で、最低の価格の申込みをした者を落札者とする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定する。

③ 入札執行回数は、1回を限度とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の効力

本入札に係る契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決案件であるため、落札者と決定された者と仮契約を締結し、議会において可決されたときに本契約が締結されるものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。